



〒220-6010
横浜市西区みなとみらい 2-3-1
クイーンズタワー A 10F
電話:045-682-5252 FAX: 045-682-5289

W00581573号-2

平成 16 年 12 月 7 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン (有)
代表取締役 クリス ウォルター



第2回定期監査 報告書

(その2) 品質保証体制の改善策の実施状況に関する 濃縮事業部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付4-108
監査名	第2回 定期監査	
監査対象部門	(その2) 濃縮事業部	
監査場所	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事務所 (六ヶ所村)	
監査実施日	平成 16 年 11 月 29 日及び 30 日	
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン) 寺山俊郎、野井伸悟	

2. 第2回定期監査における濃縮事業部に対する監査目的

第1回の定期監査は、日本原燃株式会社殿の品質保証体制の確立に係わる改善策が、その実践・実行の規範となる規定文書類に正しく反映されたことを検証した(文書監査)ものであり、濃縮事業部は監査対象ではなかった。

第2回定期監査では監査対象の一部に濃縮事業部が加わり、次の2点を監査目的とした。

- ① 全社大の改善項目となっている「トップマネジメントによる品質保証の徹底」について品質目標の設定/展開状況及び事業部長のマネジメントレビュー状況を評価する(実地監査)。
- ② 再処理事業部にて実施された「品質保証体制の改善」の水平展開を目的として、濃縮/埋設事業部においては、既存の規定文書類に追加すべき事項があるか否かの検討がおこなわれており、今回の監査では、その検討結果の妥当性を評価する(文書監査)。

3. 監査の態様

上述のごとく、第2回定期監査における濃縮事業部の監査には文書監査と実地監査の双方が含まれており、夫々を次の態様で実施した。

実地監査とは、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、被監査部門に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示を求めると共に、説明を求めた。説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。

文書監査とは、意図する品質保証活動の理念や実行内容が規定文書類に適切に織り込まれていることを確認するものである。従って、被監査部門に対しては、各種の規定文書（規程、要則、細則、マニュアル等）の提示を求めると共に、説明を求めた。

監査は2名の監査員で対応した。被監査部門ごとの監査内容が多い場合や多数のサンプリングを行った場合には1名づつが分担したが、大半の監査では同一テーマを2名で対応して監査ポイントの欠落防止に努めた。

4. 評価の基準

評価に際しては何らかの基準が必要である。文書監査では、品質保証活動への要求事項として策定された「改善策」自体が監査基準であり、実地監査では、改善策の実践・実行状況の適切性を確認するという目的に照らして、規定文書類の最新版を監査基準とした。

5. 監査スケジュール

監査スケジュールの実績を表-1に示す。

6. 監査結果の評価表示

6.1 実地監査部分の評価表示

監査対象項目ごとの実践・実行状況の適切性は、3段階のランクで評価した。ランクの定義は次の通りである。

ランクの表示	定義
非常に良好	要求事項が非常に行き届いた態様で実践・実行されている。特段のコメントもない。
良好、又は良好 (コメント含)	要求事項が実践・実行されている。一部にコメントを付記した場合もある。
指摘事項 有	要求事項が実践・実行されておらず、不適合。

■指摘事項：規定文書類に定められた要求事項が実践・実行されていない状況が観察された場合に発するもの。不適合であり、是正が必要。

■コメント：規定類に定められた要求事項が実践・実行されていることを前提として、より優れた運用を期待した提起。

6.2 文書監査部分の評価表示

上記 2. ②項に示したごとく、この度の文書監査は、濃縮事業部で実施した「文書検討結果」の妥当性確認であるため、次の様に評価した。

ランクの表示	定義
事業部所見に同意	事業部としての検討所見が妥当であると判断できる。
事業部所見に異議有り	事業部としての検討所見には疑問が有る。

7. 濃縮事業部に対する監査結果

①品質目標の設定とフォロー、ならびに、事業部長のマネジメントレビューに係る仕組みは良好に機能していると判断される (添付資料-1 参照)。

②再処理事業部にて実施された「品質保証体制の改善」の濃縮事業部への水平展開状況を規定文書類で見ると、基本事項が既に規定文書類に織り込まれているとの事業部所見が適切であることを確認した。(添付資料-2-1~2 参照)。すなわち、濃縮事業部(ISO9001 認証取得済)においては、既存の規定類に基いた品質保証活動の実行が継続されれば、当該水平展開が完結するものと思われる。この状況については、次回の定期監査 (平成 17 年春季) において観察・評価することになる。

なお、上記①項に関して、当該事業部より既存規定類に前向きに追補する事項として2点 (「ウラン濃縮技術開発センター(CTF)の保安に関する品質保証活動にトップマネジメントの関与を可能とするため、JEAC4111を準用する必要がある。」及び「CTFにおいてJEAC4111を準用する場合は、教育内容の見直しが必要である。」)が挙げられているが、当該追補の準備が既に進行中である。

以上

表-1

第2回第三者定期監査実績(濃縮事業部)

実施日	実施時刻	担当部署(窓口)	実施内容	出席者	実施場所
11月29日	13:00~13:30	品質保証室 品質監査G	オープニングミーティング	出席者: <input type="checkbox"/> 室長、 <input type="checkbox"/> 濃縮事業部長、 <input type="checkbox"/> 工場長、 <input type="checkbox"/> 安全管理部長、 <input type="checkbox"/> 品質保証課長、 <input type="checkbox"/> 品質保証課主任 事務局: <input type="checkbox"/> 品質監査GL、 <input type="checkbox"/> 品質監査G主任	VIP会議室
	14:00~16:30	安全管理部 品質保証課	①品質目標の設定及びその展開 ②濃縮事業部長のマネジメントレビュー	対応者: <input type="checkbox"/> 安全管理部長、 <input type="checkbox"/> 品質保証課長、 <input type="checkbox"/> 品質保証課主任	
11月30日	10:00~12:20	品質保証室 安全管理部 品質保証課	水平展開の検討手順及び検討結果	対応者: <input type="checkbox"/> 安全管理部長、 <input type="checkbox"/> 品質保証課長、 <input type="checkbox"/> 品質保証課主任、 <input type="checkbox"/> 品質保証課主任 <input type="checkbox"/> 開発センター管理G課長、 <input type="checkbox"/> 保修課長 <input type="checkbox"/> 品質保証部長、 <input type="checkbox"/> 品質保証G主任	1-A会議室
	15:00~16:00	品質保証室 品質監査G	クロージングミーティング	出席者: <input type="checkbox"/> 室長、 <input type="checkbox"/> 濃縮事業部長、 <input type="checkbox"/> 工場長、 <input type="checkbox"/> 安全管理部長、 <input type="checkbox"/> 品質保証課長、 <input type="checkbox"/> 品質保証課主任、 <input type="checkbox"/> 品質保証課主任 <input type="checkbox"/> 開発センター管理G課長 事務局: <input type="checkbox"/> 品質監査G主任	

注記: 個人名はプライバシー保護のためマスクングとする(日本原燃)

第 2 回 定期監査（改善策の実施状況の検証）結果のまとめ

添付資料-1

1. 濃縮事業部に対する品質保証体制の改善策の実施状況に係る監査

品質保証体制の改善策	関連文書	被監査部門	監査での検証対象	評価結果	根拠資料 No.
<p>1</p> <p>a. 品質目標の設定</p> <p>・ 策定された品質方針に基づき、事業部長は、品質目標を設定し、社長によるレビューを受け、承認された後、各部署の業務計画に織り込み、部長、課長が展開する。</p>	<p>「品質目標管理マニュアル」 (G50051-009-02)</p>	<p>安全管理部 品質管理課</p>	<p>[品質目標の設定及びその展開]</p>	<p><input type="checkbox"/>非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/>良好 <input type="checkbox"/>指摘事項有</p>	<p>No. 2-1</p>
<p>b. 事業部長のマネジメントレビューの実施</p> <p>・ 事業部長は、品質目標の達成状況、品質監査結果などを総合的に品質保証活動を評価し確認するとともに、事業部長の意思と現場の考えを相互に確認し、改善の施策や今後の活動方針を定めることを目的として、マネジメントレビューを実施する。（年間 4 回実施）</p>			<p>[濃縮事業部長のマネジメントレビュー]</p>	<p><input type="checkbox"/>非常に良好 <input checked="" type="checkbox"/>良好 <input type="checkbox"/>指摘事項有</p>	<p>No. 2-2</p>

第2回 第三者監査 チェックシート(項目別監査結果(No.2-3)参照)

添付資料-2-1

再処理事業部における「品質保証体制の改善策」の濃縮事業部に対する水平展開確認結果(文書領域)

[ウラン濃縮工場(RE) 関連]

品質保証体制の改善策 (日本原燃(株)再処理施設品質保証体制点検結果報告書より)		原因及び水平展開のポイント	現状の管理方法	該当文書	判定 (文書化の充足度)
2.	再処理事業部の品質マネジメントシステムの改善				
	<p>【品質管理に関する管理基準及び管理レベルの見直し】</p> <p>a. <u>品質グレードの見直し</u> (再処理事業部)</p> <p>1)再処理施設の品質管理レベルと検査レベルを品質重要度に応じて適用する旨を定めた「品質重要度分類基準」を見直す。</p> <p>2)これまで当社関与の薄かった「非放射性化学薬品系統」及びF施設プール等のライニングの溶接線のように「法定溶接検査の対象となっていない設備」について、化学安全の観点及び不具合発生時の影響(補修の困難さ)も勘案して品質重要度を上げる。また、それに応じて、当社の試験検査等に係る関与を深める。</p> <p>3)セル外の一般ユーティリティ(一般圧縮空気、ろ過水及び純水、一般冷却水、一般蒸気)は、放射性物質を内包せず、不具合が発生しても「原子力安全上問題とならないこと」及び「発見や処置が容易なこと」から、従来どおりの品質重要度に据置くが、要求事項を満たしていることを確実にするため、抜き打ち的検査手法を取り入れる。</p> <p>4)上記については、「品質重要度分類基準」に反映する。(平成16年3月末までに改訂)</p>	<p>【原因】 補修困難な溶接工事をメーカー自主管理とし、当社が関与しなかった。</p> <p>【ポイント】 補修困難な溶接工事に対し当社が十分に関与し不正工事を抑止するようになっているか。 (*溶接等は検査に立会っても不正は見抜けない。再処理の立会いは抑止効果が主である。)</p>	<p>・補修・改造を行う場合には、要求事項、検査項目を明確にし、当社が検証するルールとなっている。</p> <p>・補修・改造作業については、立会い区分を施工要領書で明確にしている。 立会いがない場合でも1回/日のパトロール、作業日報により作業の進捗状況を確認している。</p> <p>・施工要領書には予定外作業の禁止を明記させるとともに作業員に対して教育を実施している。</p>	<p>①加工施設保安規定</p> <p>②加工施設保守要領</p> <p>①工事管理細則 (加工施設)</p> <p>②作業による立会基準</p> <p>①工事管理細則 (加工施設)</p>	<p>【事業部所見】 <input checked="" type="checkbox"/> : 文書化済み <input type="checkbox"/> : 追加文書要</p> <p>【印確認結果】 <input checked="" type="checkbox"/> : 上記に同意 <input type="checkbox"/> : 上記に異議有</p> <p>【事業部所見】 <input checked="" type="checkbox"/> : 文書化済み <input type="checkbox"/> : 追加文書要</p> <p>【印確認結果】 <input checked="" type="checkbox"/> : 上記に同意 <input type="checkbox"/> : 上記に異議有</p>

品質保証体制の改善策 (日本原燃(株)再処理施設品質保証体制点検結果報告書より)	原因及び水平展開のポイント	現状の管理方法	該当文書	判定 (文書化の充足度)
<p>b. 検証、妥当性確認、監視・検査・試験活動の際の合否判定基準の明確化（再処理事業部）</p> <p>1) プール水漏えい等の不具合事象を含め製造過程で想定される不具合等をより確実に洗い出せるよう、今回の“設備及び建物の健全性確認”で設定した判断基準（管理要件）を、「製作及び据付・施工管理要領」、「試験・検査管理要領」又は「施工管理基準」等に反映する。（平成16年3月末までに実施）</p>	<p>[原因] 施工、検査における管理要件の管理が不十分であった。 (再処理では施工要領書等の作成時に必要な要件が記載されていることを確認する要領を作成していなかった。)</p> <p>[ポイント] 補修、改造に必要な管理要件が明確になっているか。</p>	<p>・補修・改造に必要な管理要件（品目、数量、設計、製作、据付け、施工の各工程における要求事項）は仕様書にて明確にした上で発注している。</p>	<p>①加工施設保守要領</p> <p>②工事管理細則（加工施設）</p> <p>③購買文書作成の手引き</p>	<p>[事業部所見] <input checked="" type="checkbox"/>：文書化済み <input type="checkbox"/>：追加文書要</p> <p>[関係確認結果] <input checked="" type="checkbox"/>：上記に同意 <input type="checkbox"/>：上記に異議有</p>

品質保証体制の改善策 (日本原燃(株)再処理施設品質保証体制点検結果報告書より)	原因及び水平展開のポイント	現状の管理方法	該当文書	判定 (文書化の充足度)
c. 化学安全の確保 (再処理事業部) 1) 高反応性試薬 (硝酸ヒドロキシルアミン、ヒドラジン) の系統設計基準を「設計管理基準」に追加する。(平成 16 年 3 月末までに実施)	<p>[原因] 設計において化学薬品を考慮した材料選定をしていなかった。</p> <p>[ポイント] 設計において化学薬品を考慮した材料選定をしているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配管、弁等に係る材料については、液体・環境等を考慮するとともに先行プラントの使用実績を踏まえた設計基準を設計図書により明確にし製作・施工している。 	①RE 設計図書 ・AB-1201 「設計基準」 配管選定基準	<p>[事業部所見] <input checked="" type="checkbox"/> : 文書化済み <input type="checkbox"/> : 追加文書要</p> <p>[印付 確認結果] <input checked="" type="checkbox"/> : 上記に同意 <input type="checkbox"/> : 上記に異議有</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・また改造にあたっては、設計・開発のレビュー等により必要とされる要求事項が満足されているか確認することになっている。 	①加工施設保守要領	<p>[事業部所見] <input checked="" type="checkbox"/> : 文書化済み <input type="checkbox"/> : 追加文書要</p> <p>[印付 確認結果] <input checked="" type="checkbox"/> : 上記に同意 <input type="checkbox"/> : 上記に異議有</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・補修作業においては、発注仕様書にて要求事項を明確にし、交換部品については所定の品質であることを確認している。 <p>以上のように、現状の設備は設計段階において液体・環境等を考慮した設計基準をもとに設計・施工されている。 補修・改造においても要求事項として明確にするシステムになっている。</p>	①工事管理細則 (加工施設) ②購買文書作成の手引き	<p>[事業部所見] <input checked="" type="checkbox"/> : 文書化済み <input type="checkbox"/> : 追加文書要</p> <p>[印付 確認結果] <input checked="" type="checkbox"/> : 上記に同意 <input type="checkbox"/> : 上記に異議有</p>

品質保証体制の改善策 (日本原燃(株)再処理施設品質保証体制点検結果報告書より)		原因及び水平展開のポイント	現状の管理方法	該当文書	判定 (文書化の充足度)
<p>d. 不適合処理の明確化 (再処理事業部)</p> <p>1)不適合処理票起票の定義が不明確であり、この点を明確化するよう「不適合管理要領」を改訂する。(平成16年3月末までに実施)</p>		<p>【原因】 協力会社における不適合について当社に報告するルール、対象が不明確であった。</p> <p>【ポイント】 協力会社における不適合について当社に報告するルール、対象が明確になっているか。</p>	<p>・協力会社における不適合について当社に報告するルール、対象は、要領・細則等に基づき協力会社提出の品質保証計画書により明確にしているとともに、通報については保安教育にて実施している。</p> <p>以上のように、協力会社における不適合について当社に報告するルール、対象は明確になっている。</p>	<p>①購買文書作成の手引き</p> <p>②加工施設保安規定</p> <p>③工事管理細則(加工施設)</p>	<p>【事業部所見】 <input checked="" type="checkbox"/>：文書化済み <input type="checkbox"/>：追加文書要</p> <p>【点検確認結果】 <input checked="" type="checkbox"/>：上記に同意 <input type="checkbox"/>：上記に異議有</p>
<p>e. トップマネジメントの関与 (再処理事業部)</p> <p>1)再処理事業部長レビューを規定した「品質保証推進会議運営所則」を改訂し、トップマネジメント(社長)によるレビューにおいて再処理事業部長が報告する事項(インプット)を明確にする。</p> <p>2)また、再処理事業部の品質マネジメントシステムが継続的に改善できるよう、再処理事業部長レビューにて、その有効性の検証を行うことを明記する。(平成16年3月末までに改訂実施)</p>		<p>【原因】 トップマネジメントが関与できる品質保証体制でなかった。</p> <p>【ポイント】 トップマネジメントへの品質保証に係る情報提供ができる体制ができているか。</p>	<p>・加工施設保安規定にJEAC4111の取り込みにより、社長をトップとする品質マネジメントシステムを確立し、マネジメントレビューを実施している。</p>	<p>①加工施設保安規定</p> <p>②加工施設品質保証計画書</p> <p>②品質目標管理マニュアル</p>	<p>【事業部所見】 <input checked="" type="checkbox"/>：文書化済み <input type="checkbox"/>：追加文書要</p> <p>【点検確認結果】 <input checked="" type="checkbox"/>：上記に同意 <input type="checkbox"/>：上記に異議有</p>

品質保証体制の改善策 (日本原燃(株)再処理施設品質保証体制点検結果報告書より)	原因及び水平展開のポイント	現状の管理方法	該当文書	判定 (文書化の充足度)
<p>【再処理事業部における品質保証関連組織の拡充】</p> <p>a. 品質管理部</p> <p>1) 自己アセスメントに関する責任と権限を有する。</p> <p>2) 品質管理活動に関する業務として、下記を行う。</p> <p>①品質マネジメントシステムに基づき、再処理事業部内の品質保証計画書を策定</p> <p>②品質保証計画書に基づき、再処理事業部内の品質管理活動を運営・推進</p> <p>○不適合管理に係る水平展開の管理・推進</p> <p>○設工認・使用前検査・施設定期検査などの許認可対応事項の推進</p> <p>○技能教育・資格認定等の教育訓練プロセスの構築・運用</p> <p>○現場に出向いての、施設定期自主検査及び使用前自主検査に係る現場での検査活動や作業指導</p> <p>○品質保証パトロール</p> <p>○作業安全 等</p> <p>3) これらにより、協力会社との契約に基づく品質保証計画書の確実な履行、品質保証意識の共有化を図る。</p> <p>要員数は約 40 名とし、業務実施部門からの要員の補充、定期的なローテーションを行い、要員の力量の確保、事業部内の品質マインドの醸成に努める。</p> <p>-----</p> <p>b. 保安監査部</p> <p>1) 独立アセスメントに関する責任と権限を有する。</p> <p>2) 再処理事業部内各部及び協力会社に対する品質監査を行い、その結果について再処理事業部長に報告する。</p> <p>3) 品質監査の過程で発見された不適合は、不適合管理に関する「不適合管理要領」に従って処理するよう所管部署に指示する。</p> <p>(保安監査部の業務に対する品質監査は、品質保証室が実施し、その業務が JEAC4111 に基づく品質マネジメントシステムに則して実施されていますことを確認し、再処理事業部内各部における品質監査の実態とあわせて、社長に報告する。また、保安監査部に対する品質監査の過程で発見した不適合については、「不適合管理要則」に基づき処理する。)</p> <p>要員は約 20 名とし、業務実施部門との定期的なローテーションを行う。</p>	<p>【原因】</p> <p>組織・設備の規模に見合った適正な品証に係る人員配置になっていなかった。</p> <p>【ポイント】</p> <p>組織・設備の規模に見合った適正な品証に係る人員配置になっているか。</p>	<p>濃縮事業部の組織・設備の規模に応じた品証に係る人員配置になっている。</p> <p>独立アセスメントに関しては品証室監査があり問題ない。</p>	<p>①加工施設保安規定</p> <p>②加工施設品質保証計画書</p>	<p>【事業部所見】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>：文書化済み</p> <p><input type="checkbox"/>：追加文書要</p> <p>【印・確認結果】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>：上記に同意</p> <p><input type="checkbox"/>：上記に異議有</p>

品質保証体制の改善策 (日本原燃(株)再処理施設品質保証体制点検結果報告書より)		原因及び水平展開のポイント	現状の管理方法	該当文書	判定 (文書化の充足度)
3.	品質保証を重視した人員配置と人材育成				
	<p>【人材育成】</p> <p>①力量の明確化と達成のためのカリキュラム、資格の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 再処理工場における運転部門の管理職の力量のうち、知識・技能について、ウラン試験段階及びアクティブ試験段階に応じて、「技能・技術認定制度」の認定要件の中で明確化する（平成16年4月より実施予定）。 なお、その他部門の原子力安全等に関する業務に従事する管理職（原則としてライン課長級）については、順次力量を明確化していく。（再処理事業部） <p>③ 業務の意味と品質保証等の重要性認識の徹底</p> <p>b. 「技能・技術認定制度」における認定要件（再処理事業部） 再処理工場の操業要員を対象とする「技能・技術認定制度」について、現在の技能、技術に関する認定項目に加え、平成16年4月からは、品質保証、コンプライアンス及び安全文化についての教育実績を認定項目に含める。（4月から運転員を対象に導入し、順次拡大）</p>	<p>【原因】</p> <p>業務に必要な力量が不明確で十分な教育が行われていなかった。</p> <p>【ポイント】</p> <p>①各階層における業務に必要な力量、評価基準が明確になっているか。 ②品質保証、コンプライアンス、原子力安全に対する認識を高めているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各階層に応じて業務に必要な教育内容、力量、評価基準を定めている。 教育内容、力量評価基準に品質保証、コンプライアンス、安全文化に関する内容を取り組んでおり、教育実施、力量評価においてこれらを考慮することとしている。 この他、各部署で毎日、行動憲章を唱和し、意識付けを図っている。 <p>以上のように、各階層に応じた教育、力量評価が可能であり、品質保証章、コンプライアンス、安全文化への対応が可能なシステムとなっている。</p>	<p>①加工施設保安規定</p> <p>②加工施設教育・訓練要領</p>	<p>【事業部所見】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>：文書化済み <input type="checkbox"/>：追加文書要</p> <p>【印 確認結果】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>：上記に同意 <input type="checkbox"/>：上記に異議有</p>

品質保証体制の改善策 (日本原燃(株)再処理施設品質保証体制点検結果報告書より)		原因及び水平展開のポイント	現状の管理方法	該当文書	判定 (文書化の充足度)
4.	協力会社を含めた品質保証活動の徹底				
	<p>① 調達管理の徹底・強化</p> <p>1) 規定された調達要求事項(仕様等)に調達製品が適合することを確実にするため、「資材契約事務要則」、「調達管理要領」及び「調達先管理所則」を改訂し、当社が実施する協力会社承認審査の際に協力会社(元請会社及び一次下請会社)の財務情報により経営状態を、並びに教育訓練計画又は実績等により品質保証、コンプライアンス及び安全文化に対する取り組み状況を確認・評価することを明確にする。(平成16年3月末日途)(業務管理室、再処理事業部)</p> <p>2) 協力会社における品質保証活動の遂行状況については、協力会社(元請会社)が当社に提出し当社が承認する「品質保証計画書」の審査・承認するとともに、実施状況についての品質監査(一次下請けまで)等を通じて確認することとしており、これを的確に実施するため、「調達管理要領」、「品質保証監査要領」を再徹底する。(平成16年3月末日途)(再処理事業部)</p>	<p>【原因】 調達先の管理基準及び方法が不明確であった。</p> <p>【ポイント】 調達先の評価項目に経営状態、品質保証、コンプライアンス、安全文化が明確になっているか。 調達先への監査権を有するとともに、品質保証活動の取組み状況を確認するシステムになっているか。</p>	<p>・発注時の評価項目には経営状態を、履行中の評価項目には、作業員への教育・訓練の実施状況として、品質保証、コンプライアンス、安全文化の向上に関する教育が実施されたかどうかを評価するシステムとなっている。 また、調達先(元請)に対する監査権限並びに品質保証計画書の提出及び一次下請け会社への監査要求権限は、調達先管理のグレードに応じて設定するシステムとなっている。</p>	<p>①調達先管理要領</p>	<p>【事業部所見】 <input checked="" type="checkbox"/> : 文書化済み <input type="checkbox"/> : 追加文書要</p> <p>【対応確認結果】 <input checked="" type="checkbox"/> : 上記に同意 <input type="checkbox"/> : 上記に異議有</p>
			<p>・調達先(元請)が一次下請け会社を設ける場合は当社へ届出することが義務付けられており、当社が確認できるシステムとなっている。</p>	<p>①安全管理仕様書</p>	<p>【事業部所見】 <input checked="" type="checkbox"/> : 文書化済み <input type="checkbox"/> : 追加文書要</p> <p>【対応確認結果】 <input checked="" type="checkbox"/> : 上記に同意 <input type="checkbox"/> : 上記に異議有</p>
			<p>・操業中の保安規定に基づく業務の調達先については、元請及び一次下請け会社を含む作業員全員を対象として、保安教育を実施するシステムとなっている。</p>	<p>①加工施設保安規定 ②加工施設教育訓練要領</p>	<p>【事業部所見】 <input checked="" type="checkbox"/> : 文書化済み <input type="checkbox"/> : 追加文書要</p> <p>【対応確認結果】 <input checked="" type="checkbox"/> : 上記に同意 <input type="checkbox"/> : 上記に異議有</p>

品質保証体制の改善策 (日本原燃(株)再処理施設品質保証体制点検結果報告書より)	原因及び水平展開のポイント	現状の管理方法	該当文書	判定 (文書化の充足度)
<p>② より良いコミュニケーションの確立</p> <p>b. 各部門の各層毎の当社と協力会社のコミュニケーションの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質管理部は、要求事項を満たしていることを確実にするため、今後、工場体制への移行にともない、協力会社（元請会社）の品質保証部門との間で月1回の頻度で実施していた「(再処理事業部)品質保証連絡会」を継続し、不適合情報の共有化を図るとともに、委託及び改造工事に携わる協力会社（元請会社：平成16年2月現在、約40社）と作業現場の異物管理、損傷防止管理状況等について月1回の頻度で合同パトロールを開催（ウラン試験開始までに最低1回実施。特に、ウラン試験に向けた管理区域設定前の合同パトロールは、環境整備を兼ねて徹底的に行う。）（再処理事業部） 	<p>[原因] 協力会社とのコミュニケーション不足。</p> <p>[ポイント] 協力会社(委託業者)とのコミュニケーションは十分とれているか。</p>	<p>・業務連絡会、合同パトロール(責任者レベル、毎月) (対象:RE常駐協力会社)</p> <hr/> <p>・作業開始前・終了時(担当者レベル)ミーティングを実施している。</p> <p>以上のように、協力会社とのコミュニケーションは、各階層で十分図られている。</p>	<p>①濃技業務マニュアル</p> <hr/> <p>①工事管理細則 (加工施設)</p>	<p>[事業部所見] <input checked="" type="checkbox"/>: 文書化済み <input type="checkbox"/>: 追加文書要</p> <p>[点検確認結果] <input checked="" type="checkbox"/>: 上記に同意 <input type="checkbox"/>: 上記に異議有</p> <hr/> <p>[事業部所見] <input checked="" type="checkbox"/>: 文書化済み <input type="checkbox"/>: 追加文書要</p> <p>[点検確認結果] <input checked="" type="checkbox"/>: 上記に同意 <input type="checkbox"/>: 上記に異議有</p>

第2回 第三者監査 チェックシート(項目別監査結果(No.2-3)参照)

添付資料-2-2

再処理事業部における「品質保証体制の改善策」の濃縮事業部に対する水平展開確認結果(文書領域)

[使用施設 (CTF) 関連]

品質保証体制の改善策 (日本原燃(株)再処理施設品質保証体制点検結果報告書より)		原因及び水平展開のポイント	現状の管理方法	該当文書	判定 (文書化の充足度)
2.	再処理事業部の品質マネジメントシステムの改善				
	<p>【品質管理に関する管理基準及び管理レベルの見直し】</p> <p>a. 品質グレードの見直し (再処理事業部)</p> <p>1)再処理施設の品質管理レベルと検査レベルを品質重要度に応じて適用する旨を定めた「品質重要度分類基準」を見直す。</p> <p>2)これまで当社関与の薄かった「非放射性化学薬品系統」及びF施設プール等のライニングの溶接線のように「法定溶接検査の対象となっていない設備」について、化学安全の観点及び不具合発生時の影響(補修の困難さ)も勘案して品質重要度を上げる。また、それに応じて、当社の試験検査等に係る関与を深める。</p> <p>3)セル外の一般ユーティリティ(一般圧縮空気、ろ過水及び純水、一般冷却水、一般蒸気)は、放射性物質を内包せず、不具合が発生しても「原子力安全上問題とならないこと」及び「発見や処置が容易なこと」から、従来どおりの品質重要度に据置くが、要求事項を満たしていることを確実にするため、抜き打ち的検査手法を取り入れる。</p> <p>4)上記については、「品質重要度分類基準」に反映する。(平成16年3月末までに改訂)</p>	<p>【原因】 補修困難な溶接工事をメーカー自主管理とし、当社が関与しなかった。</p> <p>【ポイント】 補修困難な溶接工事に対し当社が十分に関与し不正工事を抑止するようになっているか。 (*溶接等は検査に立会っても不正は見抜けず、再処理の立会いは抑止効果が主である。)</p>	<p>・補修・改造を行う場合には、要求事項、検査項目を明確にし、当社が検証するルールとなっている。</p> <p>・補修・改造作業については、立会い区分を施工要領書で明確にしている。 立会いがない場合でも1回/日のパトロール、作業日報により作業の進捗状況を確認している。</p> <p>・施工要領書には予定外作業の禁止を明記させるとともに作業員に対して教育を実施している。</p>	<p>①使用施設保安要領</p> <p>②使用施設保守要領</p> <p>①工事管理細則(使用施設)</p> <p>①工事管理細則(使用施設)</p>	<p>【事業部所見】 <input checked="" type="checkbox"/> : 文書化済み <input type="checkbox"/> : 追加文書要</p> <p>【印・確認結果】 <input checked="" type="checkbox"/> : 上記に同意 <input type="checkbox"/> : 上記に異議有</p> <p>【事業部所見】 <input checked="" type="checkbox"/> : 文書化済み <input type="checkbox"/> : 追加文書要</p> <p>【印・確認結果】 <input checked="" type="checkbox"/> : 上記に同意 <input type="checkbox"/> : 上記に異議有</p>

品質保証体制の改善策 (日本原燃(株)再処理施設品質保証体制点検結果報告書より)	原因及び水平展開のポイント	現状の管理方法	該当文書	判定 (文書化の充足度)
<p>b. <u>検証、妥当性確認、監視・検査・試験活動の際の合否判定基準の明確化</u> (再処理事業部)</p> <p>1) プール水漏えい等の不具合事象を含め製造過程で想定される不具合等をより確実に洗い出せるよう、今回の“設備及び建物の健全性確認”で設定した判断基準(管理要件)を、「製作及び据付・施工管理要領」、「試験・検査管理要領」又は「施工管理基準」等に反映する。(平成16年3月末までに実施)</p>	<p>[原因] 施工、検査における管理要件の管理が不十分であった。 (再処理では施工要領書等の作成時に必要な要件が記載されていることを確認する要領を作成していなかった。)</p> <p>[ポイント] 補修、改造に必要な管理要件が明確になっているか。</p>	<p>・補修・改造に必要な管理要件(品目、数量、設計、製作、据付け、施工の各工程における要求事項)は仕様書にて明確にした上で発注している。</p> <p>以上のように、現状の要領・細則等により補修・改造作業における管理要件が明確となるシステムとなっている。</p>	<p>①使用施設保守要領</p> <p>②工事管理細則(使用施設)</p> <p>③購買文書作成の手引き</p>	<p>【事業部所見】 <input checked="" type="checkbox"/> : 文書化済み <input type="checkbox"/> : 追加文書要</p> <p>【卜 確認結果】 <input checked="" type="checkbox"/> : 上記に同意 <input type="checkbox"/> : 上記に異議有</p>

品質保証体制の改善策 (日本原燃(株)再処理施設品質保証体制点検結果報告書より)	原因及び水平展開のポイント	現状の管理方法	該当文書	判定 (文書化の充足度)
c. 化学安全の確保 (再処理事業部) 1) 高反応性試薬 (硝酸ヒドロキシルアミン、ヒドラジン) の系統設計基準を「設計管理基準」に追加する。(平成 16 年 3 月末までに実施)	[原因] 設計において化学薬品を考慮した材料選定をしていなかった。 [ポイント] 設計において化学薬品を考慮した材料選定をしているか。	・配管、弁等に係る材料については、液体・環境等を考慮するとともに先行プラントの使用実績を踏まえた設計基準を設計図書により明確にし製作・施工している。	①CTF 設計図書 ・ 800-AA-1201 RE 図書(設計基準等)の流用について ・ 800-AA-1205 「設計基準」配管選定基準	【事業部所見】 <input checked="" type="checkbox"/> : 文書化済み <input type="checkbox"/> : 追加文書要 【卜 確認結果】 <input checked="" type="checkbox"/> : 上記に同意 <input type="checkbox"/> : 上記に異議有
		・また改造にあたっては、設計・開発のレビュー等により必要とされる要求事項が満足されているか確認することになっている。	①使用施設保守要領 ②工事管理細則(使用施設)	【事業部所見】 <input checked="" type="checkbox"/> : 文書化済み <input type="checkbox"/> : 追加文書要 【卜 確認結果】 <input checked="" type="checkbox"/> : 上記に同意 <input type="checkbox"/> : 上記に異議有
		・補修作業においては、発注仕様書にて要求事項を明確にし、交換部品については所定の品質であることを確認している。 以上のように、現状の設備は設計段階において液体・環境等を考慮した設計基準をもとに設計・施工されている。 補修・改造においても要求事項として明確にするシステムになっている。	①工事管理細則(使用施設) ②購買文書作成の手引き	【事業部所見】 <input checked="" type="checkbox"/> : 文書化済み <input type="checkbox"/> : 追加文書要 【卜 確認結果】 <input checked="" type="checkbox"/> : 上記に同意 <input type="checkbox"/> : 上記に異議有

品質保証体制の改善策 (日本原燃(株)再処理施設品質保証体制点検結果報告書より)	原因及び水平展開のポイント	現状の管理方法	該当文書	判定 (文書化の充足度)
<p>d. 不適合処理の明確化 (再処理事業部)</p> <p>1)不適合処理票起票の定義が不明確であり、この点を明確化するよう「不適合管理要領」を改訂する。(平成 16 年 3 月末までに実施)</p>	<p>[原因] 協力会社における不適合について当社に報告するルール、対象が不明確であった。</p> <p>[ポイント] 協力会社における不適合について当社に報告するルール、対象が明確になっているか。</p>	<p>・協力会社における不適合について当社に報告するルール、対象は、要領・細則等に基づき協力会社提出の品質保証計画書により明確にしているとともに、通報については保安教育にて実施している。</p> <p>以上のように、協力会社における不適合について当社に報告するルール、対象は明確になっている。</p>	<p>①購買文書作成の手引き</p> <p>②使用施設保安要領</p> <p>③工事管理細則(使用施設)</p>	<p>[事業部所見] <input checked="" type="checkbox"/> : 文書化済み <input type="checkbox"/> : 追加文書要</p> <p>[口卜 確認結果] <input checked="" type="checkbox"/> : 上記に同意 <input type="checkbox"/> : 上記に異議有</p>
<p>e. トップマネジメントの関与 (再処理事業部)</p> <p>1)再処理事業部長レビューを規定した「品質保証推進会議運営所則」を改訂し、トップマネジメント(社長)によるレビューにおいて再処理事業部長が報告する事項(インプット)を明確にする。</p> <p>2)また、再処理事業部の品質マネジメントシステムが継続的に改善できるよう、再処理事業部長レビューにて、その有効性の検証を行うことを明記する。(平成 16 年 3 月末までに改訂実施)</p>	<p>[原因] トップマネジメントが関与できる品質保証体制でなかった。</p> <p>[ポイント] トップマネジメントへの品質保証に係る情報提供ができる体制ができているか。</p>	<p>・社長まで情報が伝わるには経営会議等を活用して情報提供は可能であるが、CTF の保安に関する品質保証活動にトップマネジメントの関与が可能とするため JEAC4111 を準用する必要がある。</p>	<p>該当文書なし</p>	<p>[事業部所見] <input type="checkbox"/> : 文書化済み <input checked="" type="checkbox"/> : 追加文書要</p> <p>[口卜 確認結果] <input checked="" type="checkbox"/> : 上記に同意 <input type="checkbox"/> : 上記に異議有</p>

品質保証体制の改善策 (日本原燃(株)再処理施設品質保証体制点検結果報告書より)	原因及び水平展開のポイント	現状の管理方法	該当文書	判定 (文書化の充足度)
<p>【再処理事業部における品質保証関連組織の拡充】</p> <p>a. 品質管理部</p> <p>1) 自己アセスメントに関する責任と権限を有する。</p> <p>2) 品質管理活動に関する業務として、下記を行う。</p> <p>①品質マネジメントシステムに基づき、再処理事業部内の品質保証計画書を策定</p> <p>②品質保証計画書に基づき、再処理事業部内の品質管理活動を運営・推進</p> <p>○不適合管理に係る水平展開の管理・推進</p> <p>○設工認・使用前検査・施設定期検査などの許認可対応事項の推進</p> <p>○技能教育・資格認定等の教育訓練プロセスの構築・運用</p> <p>○現場に出向いての、施設定期自主検査及び使用前自主検査に係る現場での検査活動や作業指導</p> <p>○品質保証パトロール</p> <p>○作業安全 等</p> <p>3) これらにより、協力会社との契約に基づく品質保証計画書の確実な履行、品質保証意識の共有化を図る。 要員数は約 40 名とし、業務実施部門からの要員の補充、定期的なローテーションを行い、要員の力量の確保、事業部内の品質マインドの醸成に努める。</p> <hr/> <p>b. 保安監査部</p> <p>1) 独立アセスメントに関する責任と権限を有する。</p> <p>2) 再処理事業部内各部及び協力会社に対する品質監査を行い、その結果について再処理事業部長に報告する。</p> <p>3) 品質監査の過程で発見された不適合は、不適合管理に関する「不適合管理要領」に従って処理するよう所管部署に指示する。 (保安監査部の業務に対する品質監査は、品質保証室が実施し、その業務が JEAC4111 に基づく品質マネジメントシステムに則して実施されていますことを確認し、再処理事業部内各部における品質監査の実態とあわせて、社長に報告する。 また、保安監査部に対する品質監査の過程で発見した不適合については、「不適合管理要則」に基づき処理する。) 要員は約 20 名とし、業務実施部門との定期的なローテーションを行う。</p>	<p>【原因】 組織・設備の規模に見合った適正な品証に係る人員配置になっていなかった。</p> <p>【ポイント】 組織・設備の規模に見合った適正な品証に係る人員配置になっているか。</p>	<p>CTF は濃縮事業部の中で保安規定の対象外の一組織であり、本件については RE に対する当該事項で補完される。</p>	<p>-----</p>	<p>-----</p>

品質保証体制の改善策 (日本原燃(株)再処理施設品質保証体制点検結果報告書より)		原因及び水平展開のポイント	現状の管理方法	該当文書	判定 (文書化の充足度)
3.	品質保証を重視した人員配置と人材育成				
	<p>【人材育成】</p> <p>①力量の明確化と達成のためのカリキュラム、資格の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 再処理工場における運転部門の管理職の力量のうち、知識・技能について、ウラン試験段階及びアクティブ試験段階に応じて、「技能・技術認定制度」の認定要件の中で明確化する(平成16年4月より実施予定)。 なお、その他部門の原子力安全等に関する業務に従事する管理職(原則としてライン課長級)については、順次力量を明確化していく。(再処理事業部) <p>③ 業務の意味と品質保証等の重要性認識の徹底</p> <p>b. 「技能・技術認定制度」における認定要件(再処理事業部)</p> <p>再処理工場の操業要員を対象とする「技能・技術認定制度」について、現在の技能、技術に関する認定項目に加え、平成16年4月からは、品質保証、コンプライアンス及び安全文化についての教育実績を認定項目に含める。(4月から運転員を対象に導入し、順次拡大)</p>	<p>【原因】</p> <p>業務に必要な力量が不明確で十分な教育が行われていなかった。</p> <p>【ポイント】</p> <p>①各階層における業務に必要な力量、評価基準が明確になっているか。</p> <p>②品質保証、コンプライアンス、原子力安全に対する認識を高めているか。</p>	<p>・保安に係る事項、業務に必要な事項及び品質保証(ISO9001)に係る教育を定めている。</p> <p>この他、各部署で毎日、行動憲章を唱和し、意識付けを図っている。</p> <p>以上のように、使用施設の保安及び品質保証に係る教育システムは確立している。</p> <p><u>ただし、JEAC4111を準用する場合は、教育内容の見直しが必要である。</u></p>	<p>①使用施設保安要領</p> <p>②教育・訓練要領</p>	<p>【事業部所見】</p> <p><input type="checkbox"/> : 文書化済み</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> : 追加文書要</p> <p>【付 確認結果】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> : 上記に同意</p> <p><input type="checkbox"/> : 上記に異議有</p>

品質保証体制の改善策 (日本原燃(株)再処理施設品質保証体制点検結果報告書より)		原因及び水平展開のポイント	現状の管理方法	該当文書	判定 (文書化の充足度)
4.	協力会社を含めた品質保証活動の徹底				
	<p>① 調達管理の徹底・強化</p> <p>1) 規定された調達要求事項(仕様等)に調達製品が適合することを確実にするため、「資材契約事務要則」、「調達管理要領」及び「調達先管理所則」を改訂し、当社が実施する協力会社承認審査の際に協力会社(元請会社及び一次下請会社)の財務情報により経営状態を、並びに教育訓練計画又は実績等により品質保証、コンプライアンス及び安全文化に対する取り組み状況を確認・評価することを明確にする。(平成16年3月末日途)(業務管理室、再処理事業部)</p> <p>2) 協力会社における品質保証活動の遂行状況については、協力会社(元請会社)が当社に提出し当社が承認する「品質保証計画書」の審査・承認するとともに、実施状況についての品質監査(一次下請けまで)等を通じて確認することとしており、これを的確に実施するため、「調達管理要領」、「品質保証監査要領」を再徹底する。(平成16年3月末日途)(再処理事業部)</p>	<p>[原因] 調達先の管理基準及び方法が不明確であった。</p> <p>[ポイント] 調達先の評価項目に経営状態、品質保証、コンプライアンス、安全文化が明確になっているか。 調達先への監査権を有するとともに、品質保証活動の取り組み状況を確認するシステムになっているか。</p>	<p>・発注時の評価項目には経営状態を、履行中の評価項目には、作業員への教育・訓練の実施状況として、品質保証、コンプライアンス、安全文化の向上に関する教育が実施されたかどうかを評価するシステムとなっている。 また、調達先(元請)に対する監査権限並びに品質保証計画書の提出及び一次下請け会社への監査要求権限は、調達先管理のグレードに応じて設定するシステムとなっている。</p> <p>・調達先(元請)が一次下請け会社を設ける場合は当社へ届出することが義務付けられており、当社が確認できるシステムとなっている。</p> <p>・操業中の保安規定に基づく業務の調達先については、元請及び一次下請け会社を含む作業員全員を対象として、保安教育を実施するシステムをなっている。</p>	<p>①調達先管理要領</p> <p>①安全管理仕様書</p> <p>①使用施設保安要領 ②使用施設教育訓練要領</p>	<p>【事業部所見】 <input checked="" type="checkbox"/>: 文書化済み <input type="checkbox"/>: 追加文書要</p> <p>【付 確認結果】 <input checked="" type="checkbox"/>: 上記に同意 <input type="checkbox"/>: 上記に異議有</p> <p>【事業部所見】 <input checked="" type="checkbox"/>: 文書化済み <input type="checkbox"/>: 追加文書要</p> <p>【付 確認結果】 <input checked="" type="checkbox"/>: 上記に同意 <input type="checkbox"/>: 上記に異議有</p> <p>【事業部所見】 <input checked="" type="checkbox"/>: 文書化済み <input type="checkbox"/>: 追加文書要</p> <p>【付 確認結果】 <input checked="" type="checkbox"/>: 上記に同意 <input type="checkbox"/>: 上記に異議有</p>

品質保証体制の改善策 (日本原燃(株)再処理施設品質保証体制点検結果報告書より)	原因及び水平展開のポイント	現状の管理方法	該当文書	判定 (文書化の充足度)
<p>② より良いコミュニケーションの確立</p> <p>b. 各部門の各層毎の当社と協力会社のコミュニケーションの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質管理部は、要求事項を満たしていることを確実にするため、今後、工場体制への移行にともない、協力会社(元請会社)の品質保証部門との間で月1回の頻度で実施していた「(再処理事業部)品質保証連絡会」を継続し、不適合情報の共有化を図るとともに、委託及び改造工事に携わる協力会社(元請会社:平成16年2月現在、約40社)と作業現場の異物管理、損傷防止管理状況等について月1回の頻度で合同パトロールを開催(ウラン試験開始までに最低1回実施。特に、ウラン試験に向けた管理区域設定前の合同パトロールは、環境整備を兼ねて徹底的に行う。)(再処理事業部) 	<p>[原因] 協力会社とのコミュニケーション不足。</p> <p>[ポイント] 協力会社(委託業者)とのコミュニケーションは十分とれているか。</p>	<p>・定期点検期間中において責任者レベルのミーティングを毎日実施し、作業開始前・終了時(担当者レベル)のミーティングを実施している。</p> <p>以上のように、協力会社とのコミュニケーションは、各階層で十分図られている。</p>	<p>①工事管理細則 (使用施設)</p>	<p>[事業部所見] <input checked="" type="checkbox"/>: 文書化済み <input type="checkbox"/>: 追加文書要</p> <p>[点検確認結果] <input checked="" type="checkbox"/>: 上記に同意 <input type="checkbox"/>: 上記に異議有</p>

項目別 監査結果リスト

根拠資料 No.	監査事項表題
No. 2-1	品質目標の設定、及びその展開
No. 2-2	濃縮事業部長のマネジメントレビュー
No. 2-3	水平展開の検討手順、及び検討結果

項目別 監査結果 (No. 2-1)

被監査部門	濃縮事業部 安全管理部 品質保証課	備考 (参照規定類、等)
監査事項	品質目標の設定、及びその展開	
<p>1. 監査の位置付け 再処理事業部に実施された「品質保証体制の改善」の水平展開という位置付けで監査を行った。</p> <p>2. 監査結果 社長が示した品質方針を踏まえた各部門の品質目標の策定状況と、当該目標の社長ヒヤリングの状況について監査を行った。 なお、社長ヒヤリングの事務局機能は品質保証室が担当している。</p> <p>下記のステップで展開されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■平成16年3月：濃縮事業部長の品質目標。 ■同じく3月：濃縮事業部の目標を社長がレビュー。 (コメントを受け、見解を説明した上で当初の設定目標について同意を得ている。) ■同じく5月：「品質保証に係わる顧問会」からの意見を反映した品質目標の確定、及び当該目標を踏まえた部・課レベルの目標を設定。 ■目標の追加提案：当初の事業部長目標に対して、前向きな追加提案(高経年化の評価の件)が行われている。 ■目標の進捗状況：四半期ごとの濃縮事業部長のマネジメントレビューにてフォロー (濃縮事業部長のマネジメントレビューの項(No.2-2)参照) <p>(第三者監査所見) 各部門とも重点施策内容を踏まえた目標設定を行っていると判断される。また、社長から各部門へのチャレンジが励行されている。</p> <p>(コメント) なし。</p>	<p>品質目標管理マニュアル (G50051-009-02)</p>	

項目別 監査結果 (No. 2-2)

被監査部門	濃縮事業部 安全管理部 品質保証課	備考 (参照規定類、等)
監査事項	濃縮事業部長のマネジメントレビュー	
<p>このレビュー会議の運営は安全管理部 品質保証課が事務局機能を担当しているものである。</p> <p>標記のレビュー状況(H16年度 第1回：6月18日、第2回：10月18日)について監査を行った結果、インプット情報、アウトプット事項、事業部長指示事項のフォローの仕組みとも、危惧する状況は観察されなかつた。なお、事業部長レビューに先立って、そのインプット情報の適切性を濃縮安全委員会が審議している。</p> <p>各部門の品質目標の達成に向けた中間フォローもレビュー対象になつており、適切な運用がなされていることを確認した。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>年4回の頻度で実施される中で、タイミング的に2回の状況について監査を行ったものであるが、レビュー会議の仕組みが良好に機能していると判断される。有効性の確認には数年のスパンが必要であるが、今回の監査ではPDCAが一巡した状況を観察したい。</p>		
<p>(コメント)</p> <p>なし。</p>		

項目別 監査結果 (No. 2-3)

被監査部門	品質保証室、濃縮事業部 安全管理部 品質保証課	備考 (参照規定類、等)
監査事項	水平展開の検討手順、及び検討結果	「再処理事業部における品質保証体制改善の他事業部への展開」結果 品証 B0-04-029-R00
	<p>再処理事業部にて実施された「品質保証体制の改善」の水平展開に関し、濃縮事業部及び品質保証室が既に定めている規定文書に当該改善事項が織り込み済であるか否かについて監査を行った。 監査の基準としては、右記の文書の添付-3を用いた。</p> <p>濃縮事業部は、①保安規定の規制を受ける「ウラン濃縮工場(RE)」、及び②保安規定の規制を受けない研究開発のための「使用施設(CTF)」を備えている。</p> <p>前述の改善事項を分解した下記の視点で文書化状況を監査した結果、REについては保安規定をはじめとする各種の規定類の中に基本的な対応策が織り込まれており、CTFについては2項目を除いて対応策が織り込み済であることを確認した。CTFについても当該2項目を追補することによってREと等価の品質保証体制を構築する方向で準備が進行中である。</p>	
	<p>①発注工事の品質確保に係る事業部の関与 ②施工・検査に係る管理要件の明確化 ③化学安全の確保 ④協力会社に対する不適合管理の徹底 ⑤品質保証に係るトップマネジメントへの情報提供 ⑥自己アセスメントと独立アセスメントの併用 ⑦業務に必要な力量管理と品質保証の重要性認識 ⑧調達先の評価 ⑨協力会社とのコミュニケーションの充実</p>	
	<p>(第三者監査所見) 水平展開の状況に関して、文書監査の領域については、REの範囲で全ての事項が既存規定類に織り込み済であり、また、CTFの範囲でもREと等価の状態にする準備が進行中であることを確認した。 次回監査で実行状態の詳細を観察することにより、水平展開の完結性を確認することになる。</p>	
(コメント)	なし。	